

鳥取県営境港水産物地方卸売市場及び境漁港の委託業務に関する事業計画書

1 管理運営の基本的な考え方

(1) 管理運営の基本方針

鳥取県営境港水産物地方卸売市場（以下「境港市場」という。）の設置目的「卸売市場を整備し、生鮮水産物等の取引の適正化とその流通等の円滑化により、水産業の健全な発展と水産物の安定供給を図ることを目的とする」、及び境漁港の設置目的「漁業の根拠地となる施設を設置し、もって水産業の健全な発展及びこれによる水産物の供給の安定を図ることを目的とする」、以上の両設置目的を役職員一同十分に認識して、関係者との連携を図りながら設置目的を達成し得るよう管理運営に注力していく方針です。

今年度も引き続き将来を見据え役職員一同がこれまでの実績・経験・ノウハウを活かし、更に磨きをかけて管理運営に当たります。

関係者・部外者の行為行動面、安全面、衛生面、環境美化面、施設の機能面・利用面等、このような観点で活動を強化していきたいと考えます。

高度衛生管理型市場の整備はほぼ完成形に近づきました。残るは8号上屋のみという状況になり守備範囲も確定してきましたので、より落ち着いた地に足が着いた活動ができると考えています。種々の問題・課題を乗り越え指定管理者として県と連携しながら対処していく考えです。

市場整備が始まってからの業務拡大に合わせ増員し人員体制も整えましたので、今まで以上に緻密な管理運営を図っていきます。その中で県との連携や関係業者との密接なコンタクトがより重要になりますので注意対応を心掛け、施設・設備の維持管理、外部委託の関係、衛生管理、経費管理等、指定管理全般に亘って適切な管理運営が図れるよう県との連携を密にしていきます。

(2) 法令等の遵守

施設を管理運営するに当たり、鳥取県条例、規則等の関係法令を遵守して参ります。

(3) 県との連携確保

鳥取県、主に鳥取県境港水産事務所（以下、水産事務所と言う。）との連携を強化し、施設管理運営について報告・連絡・相談を心掛け、また適切な指導を受

けながら意思の疎通を図り、良好な管理運営が出来るよう努めます。

市場整備の工事スケジュール、進捗状況等の把握に努め、今まで通り情報交換、意思疎通を図り連携に注力します。

関係者の声や施設管理者としての考え・要望等を伝え県との協議・意見交換を密に行っていきます。

鳥取県主催の研修会等に積極的に職員を派遣し、常にタイムリーな情報の入手に努め、職員全員が共通の行動規範のもと活動出来るよう努めます。

(4) 公平な利用の確保

境港市場は卸売業者、仲買人、漁業者等多くの利害関係者が利用しています。また、境漁港では地元船だけでなく県外船の利用もあります。管理区域においては様々な関係者が施設を利用していますが、その都度の利用状況をよく把握し関係者の御意見を伺いながら中立中正、公平公正を基本理念に対応していきます。

また、当社は関係者の中でも卸売業者3者の出資による法人であり、出資者に対しても同様の姿勢で平等な対応を図っていきます。

市場整備に伴い市場利用についての衛生管理ルールも多様となっていますが、関係者間の立場、考えの違いを乗り越えて一貫性のある運用の中心的役割を担っていきたいと考えます。

(5) 経費の効率化

鳥取県からの委託料を最大限有効に活用出来るような業務運営を心掛けていきます。外部委託では複数年契約の実施、見積り合わせによる競争原理の導入等に注力し経費の削減に努めていますが、今後も経費削減を図っていくべくきめ細かな経費管理に努めていきます。

修繕対応についても複数見積り徴求、業者との交渉強化等により経費削減を図ります。修繕の高額化傾向が見られ、初期の設備業者は直ぐ交換との返答をしますが、それが高額化の原因となっています。物自体の交換費用、その作業費等人件費のアップにより悩ましい状況が発生しています。このような状況下管理者としては交換ではなく必要な所の修繕、それはまた地元業者でも対応できるのではないかという考えで対処し、7年度も引き続き修繕の取り組み方を注意対応していきます。また、職員で対応できることは自ら実行していく考えです。然しながら、先ず経費削減ありきということではなく、関係者の声・要望をよく聞き、施設利用に支障がないよう維持管理運営を積極的に注力していく方針です。

2 施設の設置目的に沿った業務の内容

(1) 市場条例及び漁港条例に基づき指定管理者が行う業務内容の理解と運用の考え方

条例、規則及び管理規程等に基づき、指定管理者としての業務範囲を理解して管理運営を行います。運用に疑義がある時は水産事務所と速やかに協議し、厳正な運用が出来るように努めます。

(2) 施設設備の維持管理の考え方

市場整備が進展している一方、経年劣化のものもまだ多くあります。特に足元の岸壁部や上屋下、側溝等は傷みが激しくなっています。これ等の修復は工程的に一気に出来るものではなく、また金銭的にも高額となる。計画的な整備の検討を県へも働きかけていく考えです。

一方、新上屋、設備についてはその機能をよく理解し、問題事象発生に当たっては迅速かつ精緻な対応を図るべく職員一同努めてまいります。また、実際に利用して見て、維持管理して見て分かる課題、改善点もありますので、県とも意見交換しながら解決策に知恵を出していきたいと考えます。

案件の内容によっては県へ修繕等の対応を依頼しなければならない場合がありますが、県の考えも把握し必要性等の判断を行っていききたいと考えます。

軽微な案件については職員で対応を心掛けています。種々の事象発生については時系列的な把握に努め原因の早期発見に注力しています。

関係者の要望に配慮すると共に、職員一人一人が日常アンテナを高めて問題の早期把握・発見に努め、迅速な対応が出来る体制を構築していきます。

(3) 衛生管理の考え方

衛生管理について消費者、加工業者等の関心は年々高まり、厳しくなっています。様々な御意見も頂いています。その都度、関係者の方々へ注意喚起を行っていますが、先ず意識の面で関係者全員のモラル向上が必要と考えます。指定管理者として日々の巡視活動で指導を徹底すると共に、水産事務所、関係者との連携を強化した活動を展開したいと考えます。

核となる陸送・1号上屋・2号上屋は高度衛生管理のもと利用が定着してきていますが、人の行為行動、意識という面でまだ十分とは言えない状況にあります。

例えば、防鳥ネットの締め忘れで鳥の場内侵入が時々発生しますが、締めるという気持ちを持ってくれば何等问题ないことです。このような至極簡単なことが案外にできていないという面があります。指定管理者としても問題点を関係者と共有し改善に向けて鋭意努力していく考えです。

通知での注意喚起、スポット的な声掛け、偶にある会議等で問題提起していますが必ずしも有効ではなく、今後、もう一工夫した手法を検討していく方針です。

市場利用協議会も活用しソフト対策に取り組み、関係者の知恵を結集して市場のレベルアップを図っていきたいと考えます。

衛生管理は環境美化とも関連しますので、そういう目での施設管理にも注力しゴミ等廃棄物や投棄物の削減に向け関係者の協力を求めています。問題点については都度関係者へ注意喚起を発信していきます。

(4) 外部委託の考え方

委託業務のうち下記業務については仕様書に基づき専門の事業者により外部委託します。5年度末で委託期限が切れますので新たに業者選定を行います。委託業者が十分に適切な業務を果たせるよう選定に注意対応していく方針です。

管理区域は大幅に増大しており、適切な管理運営が図られるよう委託業者の選定及び委託業務の円滑な遂行に注意していきます。

(外部委託業務)

清掃業務、廃棄物・汚水処理業務、浄化槽維持管理業務、消防用設備点検業務・防火対象物定期点検業務、冷蔵庫施設保守管理業務、固定式活魚水槽保守管理業務、電解次亜塩素生成システム（清浄海水送水ポンプを含む）の保守管理業務、工業用水貯水槽保守管理業務、流動海水氷製造装置保守管理業務、氷販売機保守管理業務、清浄海水取水設備（4号系統・7号系統）の保守管理業務、昇降機保守点検業務、冷暖房設備保守点検業務、空調設備保守点検業務、上屋シャッター等保守点検業務、トラックスケール保守点検業務、展示用水槽保守点検業務、セキュリティゲート管理運用業務、船員車両票の発行業務、長靴浄化槽の塩素濃度管理業務、場内電灯設備保守点検、自家用電気工作物保守管理業務、ネズミ駆除等業務、空気環境測定業務、境漁港緑地管理業務、除雪業務、境漁港臨港道路管理パトロール業務、境港おさかなパーク管理運営業務、備品の管理、修繕、電動フォークリフト点検業務、集塵機点検業務。

3 事故・事件の防止措置と緊急時の対応等

(1) 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止（防災）対策

災害・防災対応マニュアルに基づき、災害の発生・防災対策において役職員の役割分担を明確にし、市場関係者・来場者等の安全を最優先に考え対応します。

予見の可能性という問題意識を常に持ち、施設の不備や利用の不備に起因する事故・盗難等が発生しないよう日常巡視活動において不備の早期発見に努め、事前予防等の管理を徹底します。

特に安全上問題となる事案については、逐次水産事務所へ報告書を提出し、対策面も含め県との連携に注力していく方針です。

避難訓練は県との連携を強化し関係者と一体となって積極的に参加し、職員の防災意識の向上に努めてまいります。また、備蓄品の充実も図っていきたいと考えます。

(2) 緊急時の体制・対応

連絡体制を役職員に徹底し、常に機敏な対応ができる体制を構築致します。特に水産事務所とは連絡を密にしていきます。

連絡体制表は別紙のとおり。

(3) 利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法

寄せられた苦情に対しては適切に対応し、速やかに県へ報告します。問題点を把握し今後の活動へ活かせるよう組織内で徹底すると共に、関係先への協力要請も行なって参ります。

日常の業務運営において公平公正な態度で臨みトラブルの防止に努めます。また、施設設備面で苦情・トラブルが発生しないよう日頃の管理を徹底します。

4 個人情報保護等への対応

(1) 個人情報の保護への対応

協定書における個人情報取扱特記事項を役職員全員に徹底し、情報の漏えい・滅失等がないよう管理指導いたします。

鳥取県個人情報保護条例第 11 条の「委託等に伴う措置等」を遵守し、鳥取県告示の「事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針」を基準として、個人情報の適正な取扱いを致します。

(2) 情報の公開への対応

鳥取県情報公開条例を遵守し、指定管理者が管理する公の施設の管理に係るものについては、公開に努めます。

5 施設利用の要望の把握、利用促進の考え方

日常の活動において、役職員全員がアンテナを高くし、関係者とのコミュニケーションを図り要望の把握に努めます。管理者にて対応できることは迅速な対応を心掛けます。また、その中で県と協議すべき事は県へ報告し相談のうえ対応します。

漁港の利用についてようやくテーブルの遡上に上がりワーキンググループでの議論も始まりました。多様な意見がありこれだという解決策はありませんが県と連携しながらより良い方向となるよう努めます。

6 組織及び職員の配置

別紙のとおり。

業務量の増大もあり事務所スタッフは管理責任者を入れて5人体制で活動しています。各担当は業務習得に努力しており待遇面の向上を図って更に体制の定着化を目指していきます。監視員は6人体制ですが、6年度は退職者の補充者が他所へ引き抜きのような状態で退職。その後任は補充しましたが今度は別の監視員が健康問題で勤務継続が困難となり退職。このようなやや不安定な状況ですが事務所職員が夜勤等をカバーしています。7年度からは時給アップを予定し現在補充の募集を行っています。

7 境漁港における臨港道路管理パトロール計画

県のパトロール実施要領に基づき、臨港道路及び臨港道路の利用状況について点検に努め、適正な維持管理を図っていきます。問題点・課題等については適宜県へ報告し、連携に努め適切な対応を図るよう努めます。

8 その他の計画等

(1) 社会科見学等の対応

今年度も引き続き、水産事務所、水産振興協会と連携し見学者対応に協力して参ります。今までの経験を踏まえより充実した内容となるよう努め、境港市場の情報発信を図っていきたいと考えます。

(2) その他見学・視察対応

年々市場への来場者は増加して来ており、水産事務所・水産振興協会と連携しながら対応していきます。今年度も引き続き社会科教育の一助となるよう、また境港市場の認知度アップに向け親切的な対応をしていきます。

2号上屋では会議室、研修室、学習室、調理実習室、お魚パークが整備されて広く県民等へ開放されています。利用に当たって手続き等親切的な対応を図っていきます。

マグロ、カニ等で境港市場の注目が高まっている中、マスコミ、外部関係者等の来場も増大している状況ですが、少しでも好印象を持って頂くよう丁寧な対応を心掛け、環境美化にも配慮し境港市場のアピールに貢献していきます。

管理体制

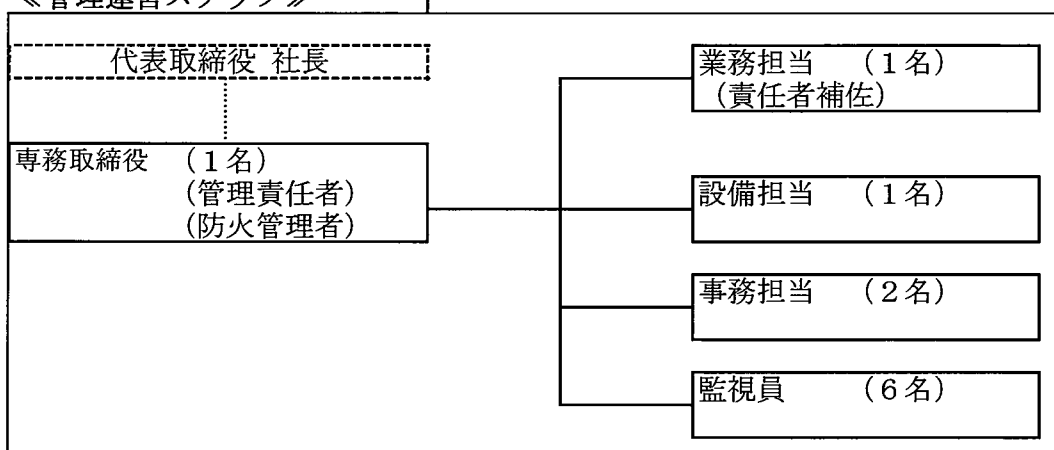
(1) 管理運営の組織

境港水産物市場管理 株式会社 組織図

代表取締役社長	(非常勤)	境港魚市場株式会社 代表取締役会長
代表取締役	(非常勤)	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長
代表取締役	(非常勤)	鳥取県漁業協同組合 代表理事組合長
専務取締役	(常勤)	当社専従
取締役	(非常勤)	鳥取県漁業協同組合境港支所 販売統括部長
取締役	(非常勤)	漁業協同組合 J F しまね 専務理事
取締役	(非常勤)	境港魚市場株式会社 代表取締役社長

監査役	(非常勤)	境港魚市場株式会社 専務取締役総務部長
監査役	(非常勤)	漁業協同組合 J F しまね 境港支所常務理事
監査役	(非常勤)	鳥取県漁業協同組合境港支所 総務課

《管理運営スタッフ》

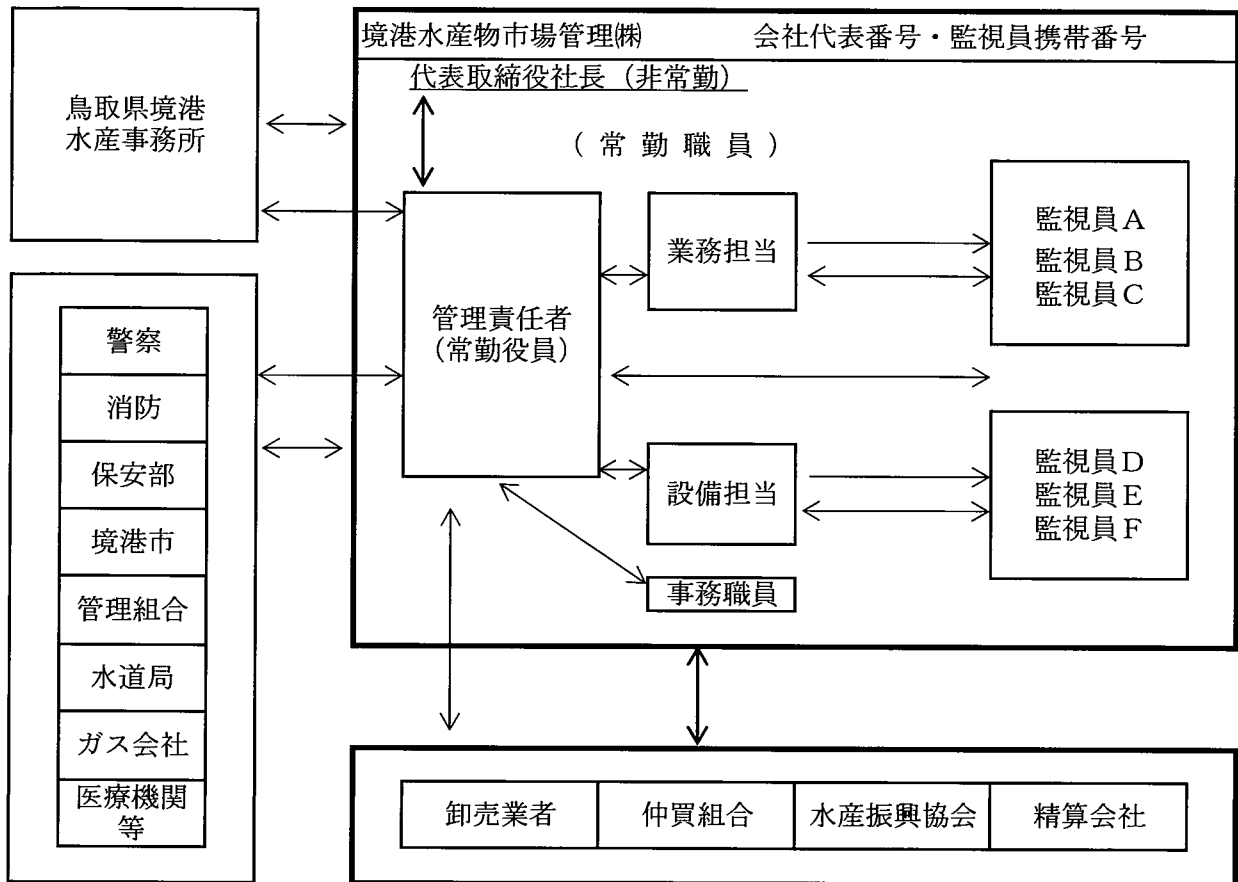


(2) 役職員の職種・雇用等

職種 (職名)	雇用 関係	月勤務 日数	担 当 業 務	資格等
管理責任者	常勤	26日	統括	防火管理者
業務担当	常勤	21日	補佐職、衛生、廃棄物、利用許可等	
設備担当	常勤	21日	電気・機械設備保守管理等	
事務担当	常勤	21日	会計、庶務、その他	
監視員 6名	非常勤	月20回	巡視業務	
計	10名			

(3) 日常の職員配置

配置場所	職員配置の時間帯	職 名
管理事務室	8:00～17:00	管理責任者 業務担当 設備担当 事務担当 2名
1号詰所	5:00～15:00	監視員 平日の体制
7号詰所	5:00～15:00	監視員 平日の体制
事務室・詰所	5:00～15:00	監視員 平日の体制
管理事務室	17:00～7:30	監視員 夜勤の体制
管理事務室	7:30～17:00	監視員 土曜日、休日、休場日の体制



令和7年度 鳥取県営境港水産物地方卸売市場の委託業務に関する収支計画書

法人等の名称 (境港水産物市場管理 (株))

(単位:千円、税込)

区 分		内 訳	金 額
収入項目	県からの委託料 (市 場)	223,845	223,845
支 出 項 目	人件費(常勤職員)	27,000	27,000
	人件費(非常勤職員)	19,500	19,500
	消耗品費	4,000	4,000
	燃料費	600	600
	光熱水費	43,000	43,000
	修繕費(市 場)	10,000	10,000
	通信運搬費	700	700
	委託費合計	84,135	84,135
	・清掃費	49,781	49,781
	・施設設備保守管理	29,496	29,496
	浄化槽維持管理	313	
	消防設備点検	660	
	清浄海水供給装置 保守点検(7号)	1,870	
	清浄海水取水設備 保守管理(4号)	2,530	
	清浄海水(送水ポンプ 室)	2,860	
	冷凍庫冷凍機点検	220	
	給水・貯水搬送設備点検	660	
	活魚水槽設備点検	2,640	
	流動海水水製造設備 保守点検	8,140	
	電解ジア生成システム	4,400	
	集塵機保守管理	132	
	電動フォークリフト検査 点検	132	
	トラックスケール計量機 点検	110	
	自家用電気工作物	1,650	
	エレベーター点検	1,056	
	空調機器	935	
	空気 技術者	528	
	水槽保守 メンテ キズ 補修	440	
	水槽清掃	220	
	・ネズミ防除	568	
	・防虫対策	330	
	・公害防止施設	3,960	
	使用料及び賃借料	9,100	9,100
	負担金(公社)	20,500	20,500
	負担金(振興協会)	1,800	1,800
	その他経費	3,510	3,510
支 出 合 計 (B)		223,845	223,845
差 額 (A)-(B)		0	0

令和7年度 境漁港の委託業務に関する収支計画書

法人等の名称（ 境港水産物市場管理 ㈱ ）

（単位：千円、税込）

区 分		内 訳	金 額
収 入 項 目	県からの委託料		8,980
収 入 合 計 (A)		8,980	8,980
支 出 項 目	旅費		50
	消耗品費		1,000
	光熱水費		900
	修繕費		4,000
	役務費		10
	委 託 料		
		▪ 一般廃棄物収集運搬	140
		▪ 清掃委託	660
		▪ 緑地管理委託	530
		▪ 除雪委託	1,000
		▪ 電気工作物等保守委託	400
	その他経費		290
支 出 合 計 (B)		8,980	8,980
差 額 (A)-(B)		0	0

(参考様式 4)

令和7年度 鳥取県営境港水産物地方卸売市場施設職員に係る処遇改善計画

令和7年度処遇改善に係る上限額 A	前年度処遇改善計画上の 処遇改善後人件費			令和7年度処遇改善後人件費		処遇改善額 D (C-B)	処遇改善率 D' (D/B)	給与月額改善額 E (C'-B')	給与月額改善率 E' (E/B')	処遇改善に係る 予算執行率 (D/A)	令和7年度 処遇改善に係る 指定管理料
	年間人件費 B	平均給与月額 B'	平均給与月額 B'	年間人件費 C	平均給与月額 C'						
4,558,000	40,634,198	333,578	333,578	44,100,568	394,073	3,466,370	8.5%	60,495	18.1%	76.1%	3,466,370

※B、C欄には、基本給、賞与、時間外手当等の各手当、事業者負担の社会保険料等の法定福利費を含む人件費総額を記入すること。

※B'、C'欄には、基本給、時間外手当等の各手当を含む1人あたりの平均給与月額を記入すること(賞与を除く)。

※「処遇改善に係る指定管理料」は、「処遇改善に係る上限額 A」の範囲内とする。

※初年度分については、「前年度処遇改善計画上の処遇改善後人件費」を「令和n年度収支計画」とする。

(単位:円)